

令和 5 年 1 月 27 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

区再編推進事業本部
企画調整部企画課
総務部人事課
市民部市民協働・地域政策課

行政区再編協議について

◆配付資料◆

- ・区協議会からの答申について

区協議会からの答申について

1 答申

令和 4 年 11 月諮問「区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について」に対して、全ての区協議会から適切であるとの答申（令和 4 年 12 月）をいただいた。

2 意見・要望

答申に当たり、西区・北区・天竜区の各区協議会から意見・要望が付されている。

区協	意見・要望
西区	・中央区協議会・西地域分科会の委員定数について、経過措置として、令和 8 年 3 月 31 日までの任期においては、現行の西区協議会の定数である「25 人以内」とすること。
	・概ね 5 年後に見込まれる、行政センター並びに中央福祉事業所及び中央健康づくりセンターの出先グループの職員数は、再編前の西区役所に配置されている職員数（正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員）と比較すると 34 名の減となっているが、災害対応も含め、市民サービスの低下を招かないように努めること。
北区	・区再編後も現在行われている市民サービス・防災対策・災害対応・避難所運営が継続できるよう、適切な人員配置に努めていただきたい。
	・区役所が遠方となる不安払しょくのため、区政担当副市長や区長の積極的な行政センターでのアウトリーチ勤務を検討いただきたい。
	・デジタルの活用とともに、区役所職員の行政センターや支所、協働センターでの出張受付の実施など、住民に身近な場所での寄り添ったサービスの向上に努めていただきたい。
	・「姫様道中」「いなさ人形劇まつり」「三ヶ日花火大会」など区大事業に対して、区再編後も継続して支援をいただきたい。
天竜区	・再編後において、現北区として培われてきた特色を尊重するとともに、区の一体感の醸成や融和を図るための施策について、積極的に取り組むことを希望する。
	・天竜区協議会の委員定数について、経過措置として、令和 8 年 3 月 31 日までの任期においては、現行の天竜区協議会の定数 25 人以内とすること。
天竜区	・組織・人員配置の見直しにより、市民サービスが低下しないよう努めること。また、防災対策・災害対応・避難所運営について、地域性を考慮した適切な人員配置に努めること。

3 意見・要望に対する市の考え方

- ・ 区協議会の委員定数については、条例に経過措置の規定を設ける。
- ・ 市民サービス等については、区再編後も同じ行政サービスを維持するとともに、デジタルの活用や区長等のアウトリーチにも積極的に取り組んでいく。
- ・ まちづくりについては、区再編にかかわらず、これまでの取組を尊重しながら、地域の特性を活かし進めていく。